訪問看護医療 DX 情報活用加算について

『いちむじん訪問看護ステーション　福岡東』は、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、オンライン資格確認によって利用者の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。
これにより訪問看護医療ＤＸ情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

・訪問看護医療 DX 情報活用加算　50 円（月一回）
[訪問看護医療 DX 情報活用加算に関する施設基準]
1. 訪問看護療養費および公費負担医療に関する費用の請求を、電子情報処理組織を使用して行うこと。
2. 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有すること。
3. 医療 DX 推進体制に関する事項、および質の高い訪問看護の実施のために十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示すること。
4. 3.の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載すること。

（個人情報の取り扱いについて）
個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いの為のガイダンス」厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

（資格情報の提供について）
資格情報の提供は患者様及び代理人の同意に基づいて行われます。
同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

2026 年 6 月
株式会社フォルテ
いちむじん訪問看護ステーション　福岡東